

第 5 章 地域で支える福祉のまちづくり

第 1 節 地域福祉活動拠点の整備充実

福祉会館事業

福祉会館は、市民の文化及び教養の向上、知的障害児の監護、高齢者及び身体障害者の福祉の向上、増進並びに児童及び青少年の健全な育成を図ることを目的に設置されています。

福 祉 会 館 一 覧

名 称	施 設 内 容	併 設 施 設
駒木台福祉会館	舞台付大広間、会議室 2 室、和室、調理室	児童館、つばさ学園
流山福祉会館	舞台付大広間、会議室 3 室、和室 2 室、音楽室	
江戸川台福祉会館	舞台付集会室、会議室 2 室、和室	児童センター
西深井福祉会館	舞台付大広間、会議室、和室、談話室、調理室	
思井福祉会館	舞台付大広間、会議室、和室、相談室	児童センター
向小金福祉会館	舞台付大広間、会議室、和室	児童センター
東深井福祉会館	舞台付大広間、会議室、和室	身体障害者福祉センター
南福祉会館	舞台付大広間、会議室、和室、調理室	
十太夫福祉会館	舞台付集会室、会議室、和室	児童センター
名都借福祉会館	舞台付大広間、会議室、和室	
南流山福祉会館	舞台付大広間、体育室	
野々下福祉会館	舞台付集会室、会議室、和室	児童センター
赤城福祉会館	舞台付大広間、集会室、会議室、談話室	児童センター
平和台福祉会館	舞台付大広間、和室 2 室	
下花輪福祉会館 (ほっとプラザ流山)	多目的集会室、会議室、和室 2 室、サウナ付き 浴室	

福 祉 会 館 利 用 状 況

単位：人

利 用 団 体	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
老人団体	38,847	37,331	33,704
P T A	996	997	860
自治会	10,853	12,795	15,473
青少年	9,406	8,232	7,750
一般	270,915	350,021	363,730
合 計	353,870	409,376	421,517
浴室入浴者を含む合計	421,141	481,267	495,308

第2節 社会福祉協議会活動の充実

社会福祉法人 流山市社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条の規定に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的とした民間団体（社会福祉法人）で、地域で抱えるさまざまな福祉課題を地域全体の問題として捉え、住民の福祉活動の場づくり、仲間づくりなどの支援や、社会福祉に関わる公私の関係者・団体・機関と連携し、具体的な福祉サービスについて検討・企画し実施しています。社会福祉協議会は、住民主体の原則に基づき、自治会等の住民組織、民生委員・児童委員、各種団体、関係行政機関等の参加・協力のもと、地域で生活する皆さんと協力し合って「一人ひとりがより豊かに地域で共に生きる社会」を目指して活動しています。

1 予 算

平成25年度社会福祉法人流山市社会福祉協議会 資金収支予算総括表

(収 入)

単位：千円

区分	科 目	合 計	一般会計	特 別 会 計			
				在宅福祉サ ービス事業	公益(居宅介 護支援)事業	就労支援 事業	収益(自動車 機設置)事業
経 常 活 動 に よ る 収 支	会費収入	9,668	9,668	0	0	0	0
	寄付金収入	1,171	1,170	0	0	1	0
	経常経費補助金収入	51,986	51,986	0	0	0	0
	助成金収入	8,054	7,976	36	33	9	0
	受託金収入	153,281	69,035	37,464	46,782	0	0
	受託事業収入(就労支援事業)	9,757	0	0	0	9,757	0
	貸付事業等収入	5,842	5,842	0	0	0	0
	共同募金配分金収入	11,304	11,304	0	0	0	0
	在宅福祉サービス事業収入	104,245	0	104,245	0	0	0
	居宅介護支援給付金収入	30,081	0	0	30,081	0	0
	介護予防給付金収入	7,171	0	0	7,171	0	0
	利用料収入(就労支援事業)	111	0	0	0	111	0
	訓練等給付費収入(就労支援事業)	16,015	0	0	0	16,015	0
	事業収入	16,299	14,101	1,282	6	0	910
	雑収入	1,361	291	192	0	1	877
	受取利息配当金収入	101	37	64	0	0	0
	会計単位間繰入金収入	30,479	27,161	0	3,318	0	0
	経理区分間繰入金収入	1,990	1,990	0	0	0	0
	経常活動収入計	458,916	200,561	143,283	87,391	25,894	1,787

収支等による	施設整備等寄付金収入	0	0	0	0	0	0
	施設整備等収入計	0	0	0	0	0	0
支に財務活動による収	積立預金取崩収入	36,483	6,758	29,725	0	0	0
	財務活動等収入計	36,483	6,758	29,725	0	0	0
前期末支払資金残高(前年度繰越金収入)		6,668	6,668	0	0	0	0
収入合計		502,067	213,987	173,008	87,391	25,894	1,787

(支 出)

単位：千円

区分	科 目	合 計	一般会計	特 別 会 計			
				在宅福祉サービス事業	公益(居宅介護支援)事業	就労支援事業	収益(自動販売機設置)事業
経常活動による収支	人件費支出	334,346	136,154	111,555	75,252	11,385	0
	事務費支出	79,651	46,813	18,615	10,691	2,499	1,033
	事業費支出	18,012	6,459	11,029	0	524	0
	就労支援事業支出	9,757	0	0	0	9,757	0
	共同募金配分事業費	11,304	11,304	0	0	0	0
	助成金支出	9,847	9,847	0	0	0	0
	負担金支出	744	420	196	128	0	0
	会計単位間繰入金支出	30,479	0	29,725	0	0	754
	経理区分間繰入金支出	1,990	1,990	0	0	0	0
	経常活動支出計	496,130	212,987	171,120	86,071	24,165	1,787
	経常活動資金収支差額	△37,214	△12,426	△27,837	1,320	1,729	0
収支等による	固定資産取得支出	1,817	0	0	817	1,000	0
	施設整備等支出計	1,817	0	0	817	1,000	0
	施設整備等資金収支差額	△1,817	0	0	△817	△1,000	0
財務活動による収支	積立預金積立支出	73	9	64	0	0	0
	財務活動等支出計	73	9	64	0	0	0
	財務活動資金収支差額	36,410	6,749	29,661	0	0	0
予 備 費		4,047	991	1,824	503	729	0
支出合計		502,067	213,987	173,008	87,391	25,894	1,787

2 社会福祉協議会の活動事業

(1) 地域ぐるみ福祉事業

核家族化・高齢化の進展等に伴い、ますます多様化・高度化する福祉ニーズにきめ細かく対応するために、住民主体の地域福祉活動を推進しています。

① 福祉意識の高揚及び福祉教育の推進

ア 市民まつり（福祉会場）における広報・啓発活動

イ 地域ぐるみ福祉のまちづくり推進ポスター及び推進標語の募集・表彰
（小中学校児童・生徒を対象）

ウ 福祉教育推進校及び福祉教育推進団体との連携と活動支援

② 地区社会福祉協議会への活動支援（市内の15小学校区単位に設置）

自治会などの住民自治組織の代表者や民生委員・児童委員、主任児童委員、青少年相談員などの委嘱ボランティアを始めとして、日赤奉仕団員、PTA 関係者、小・中学校関係者、ボランティア、福祉施設代表、市社協役員等で組織・運営され、地域の福祉推進のため、介護教室（健康講座）や福祉の心を育むための種々の事業を実施しています。

〔主な事業〕

ふれあい・いきいきサロン、高齢者対象の会食会・見守り・友愛訪問、敬老事業、児童と高齢者の交流、児童対象の映画会、スクールガード、介護教室・健康講座、広報・啓発事業等の事業、地域に根ざした福祉活動

③ ボランティア活動の推進

「流山市ボランティアセンター」を設置し、ボランティアの募集・養成、登録・斡旋、活動の支援、情報の提供などを通じて、ボランティア活動の推進を図っています。

ア ボランティアの募集

施設、団体、個人からの要請に応じて、ボランティアの募集をしています。

イ ボランティアの養成

ボランティア活動に必要な知識や技術の習得や向上を図るために、ボランティア講座等を開催しています。

ウ ボランティア・グループの登録・斡旋・紹介

ボランティア活動を希望する個人やグループを登録し、ボランティアを必要としている施設・団体・個人等に斡旋・紹介をしています。

平成24年度末現在登録者数

個人 822 人 グループ 1,377 人（78 グループ） 計 2,199 人

エ ボランティア活動の支援

ボランティア活動の場の提供や、活動に必要な機材の貸出及びボランティア保険の加入手続き等の支援を行っています。

オ 情報提供

ボランティアセンターや「ながれやま福祉だより」、社会福祉協議会ホームページなどを通じて、ボランティア活動に関する情報を提供しています。

（ホームページアドレス <http://www.nagareyamashakyo.com/volacen.html>）

(2) 高齢者福祉事業

◇ひとり暮らし高齢者日帰り交流会（市との共催事業、例年3月実施）

名勝地にお招きし、民生委員・児童委員やボランティアの協力をいただき、仲間作りの機会を兼ねて一日楽しく過ごしていただいています。

◇介護予防訪問介護及び訪問介護事業（介護保険事業）

要介護者等のいる世帯に訪問介護員を派遣し、生活援助や身体介護サービスを提供しています。

◇介護予防通所介護及び通所介護事業（介護保険事業）

要介護者等の心身機能の維持向上と生活リズムの活性化、介護者の身体的・精神的な負担の軽減を図るため、デイサービスセンターで、健康チェック、入浴、食事、季節の行事、機能訓練等の各種サービスを提供しています。

◇居宅介護支援事業（介護保険事業）

要介護者等の生活状況や家族の状態等に配慮した居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、サービス事業者と連絡調整をしながら自立した日常生活が送れるよう支援しています。

◇介護認定訪問調査事業（市受託事業）

介護保険法に基づく要介護認定申請者に、公正中立な立場で、心身の状況について本人や家族から聞き取り調査を行っています。

◇南部地域包括支援センター事業（市受託事業）

南部中学校区と南流山中学校区の地域内に居住する高齢者や家族からの介護・福祉・医療等の生活全般に関するさまざまな相談に応じ、主任介護支援専門員・社会福祉士・看護師の専門職員が連携しながら、介護予防ケアマネジメント業務、日常生活自立支援業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務を行い、高齢者が住み慣れた地域で尊厳を持って生活ができるように支援しています。

(3) 障害者(児)福祉事業

◇居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護事業（障害福祉サービス）

障害者(児)のいる世帯に訪問介護員を派遣し、家事援助や身体介護、外出支援など、自立した生活が送れるように必要な援助サービスを行っています。

◇移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行います。

◇身体障害者デイサービス事業（市受託事業）

在宅身体障害者の自立と社会参加の促進と併せて介護者の身体的・精神的な負担の軽減を図るため、デイサービスセンターで健康チェック、入浴、食事、創作活動、機能訓練等の各種サービスを提供しています。

◇流山こまぎ園の運営（障害福祉サービス）

障害者（18歳以上）が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提

供し、個々人に応じた就労に必要な知識や技能向上のための訓練等をする施設で、一般就労等への移行に向けて支援しています。(定員 20 名)

(4) 生活支援サービス事業

高齢者及び身体障害者のいる世帯に訪問介護員を派遣し、身体介護や生活援助サービスを提供しています。

(5) 児童福祉・子育て支援事業

◇ママ＆ベビーヘルプサービス事業

心身ともに不安定になりがちな産褥期の母親のいる世帯に訪問介護員を派遣し、精神的・肉体的負担を軽減するために、育児・家事等のサービスを提供しています。

◇放課後児童健全育成事業

保護者が就労等で放課後の家庭保育が困難な概ね 10 歳未満の児童を、保護者が終業後迎えに来るまでの間、学童クラブで保育し、楽しく集団生活を送ることで、保護者が安心して仕事と子育てを両立できるように支援しています。

※ 平成 24 年度より、あすなろ学童クラブ（南流山小）とひまわり学童クラブ（鰯ヶ崎小）を指定管理者として運営しています。

(6) 福祉資金貸付事業

◇生活福祉資金

他からの融資を受けられない所得の比較的小さい世帯や高齢者又は障害者が同居する世帯の経済的自立と安定に役立てていただくために、各種資金^{※(注)}を貸付けしています。

※(注) 総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金、貸付条件、貸付対象、貸付限度額、返済期間、利子、連帯保証人の有無は、資金の種類ごとに異なりますので、お問い合わせください。

◇高齢者及び重度障害者居室等増改築・改造資金

高齢者や障害者が同居する世帯で、その者の生活上必要とする居室等の増改築費用の一部として、その世帯の自立と介護者の負担軽減を目的として貸付けしています。

◇愛の資金

市内に 6 ヶ月以上居住する世帯で、生活困窮の止むを得ない事情で一時的に生活の援護の必要が生じた場合に、応急で資金を貸付けすることにより、生活意欲の助長促進と自立更生に導くことを目的として貸付けしています。

◇療養資金等

低所得世帯の方が、負傷又は疾病の療養に必要な経費や、介護保険制度における利用料等の工面が一時的に困難な場合に、その世帯の生活援助と自立更生に導くことを目的としてその費用の一部を貸付けしています。(生活福祉資金の『福祉資金』と連動)

◇入学資金

低所得世帯の方が、高等学校や大学等へ入学するのに必要な経費の工面が一時的に困難な場合に、その世帯の福祉の増進と教育の振興を目的として貸付けしています。

(生活福祉資金の『教育支援資金』と連動)

(7) 広報・啓発事業

◇「ながれやま福祉だより」の発行

社協の事業やボランティア、地区社協活動の紹介、市内外の福祉関連情報の提供と福祉啓発を目的として、年4回発行し、市内全戸に新聞折込等により配布しています。

◇ホームページ

インターネット上にホームページを開設し、最新の社協関連情報を提供しています。

アドレス <http://www.nagareyamashakyo.com>

(8) その他の相談・援護・支援事業

◇心配ごと相談所の設置・運営

流山市ケアセンターにおいて、心配ごと相談所(3階相談室)を毎週水曜日(午前10時から午後3時まで。祝日・年末年始は除く。)に開設し、市民の日常生活上の心配ごと・悩みごとの相談に民生委員・児童委員(15名)が2人体制で応じる他、必要に応じて関係機関への連絡調整等を行っています。(相談は無料です。)

◇日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)

在宅での日常生活を送る上で、十分な判断がむずかしい方や体の自由がきかない方が、地域で安心して生活できるよう支援する福祉サービスです。生活支援員の訪問等により福祉サービスを利用する際の手続きの援助、金融機関からの生活費の払い戻しや公共料金の支払いなどのお手伝いをしています。

◇歳末たすけあい募金助成事業

新たな年を迎えるにあたり、支援を必要とする世帯や小規模福祉作業所等へ、公的機関や民生委員・児童委員等の協力を得て、援護金等を給付しています。

◇法外援護事業

緊急に援護を必要とする行路病人等に対し、自立更生のための援護金を給付しています。

◇火災・風水害罹災世帯への援助

火災や風水害等により住家が被災した世帯に、自立更正の一部として見舞金を給付しています。

◇車椅子の貸出し(無料)

高齢者や障害者等に車いすを貸し出しています。

◇各種福祉関係団体への助成・支援

市内を拠点として活動している各種福祉関係団体の事業・活動に対し、助成・支援をしています。

第3節 民生委員・児童委員活動

民生委員・児童委員

「民生委員・児童委員」は、民生委員法及び児童福祉法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された地域における福祉の相談・支援にあたるボランティアで、任期は3年です。

委員は、常に社会奉仕の精神をもって地域で抱えている福祉ニーズをとらえ、援助が必要な方に対して、安定し、自立した生活が送れるよう、適切な支援を行っています。

また、平成6年に設置された児童福祉専門の「主任児童委員」は、児童福祉や教育の関係機関と密接に連絡調整を図りながら、担当地域の民生委員・児童委員とともに児童の健全育成に取り組んでいます。

流山市では141名の地区担当民生委員・児童委員と16名の主任児童委員が委嘱され、民生委員法に定められた地区民生委員児童委員協議会（単位民児協）が8中学校区に組織されています。

各単位民児協は、14～27名の民生委員・児童委員と主任児童委員で構成され、毎月1回の定例会議を開き、地域の福祉問題の分析や担当している要援護世帯への援助方法の検討などを行い、日常の活動を推進する上で必要な知識と援助技術の向上を図る大切な場となっています。

さらに、各単位民児協や他機関との連絡調整のため、流山市民生委員児童委員協議会を組織しています。

1 3つの基本姿勢

(1) 社会奉仕の精神

社会福祉の精神をもって、社会福祉の増進に努めます。

(2) 基本的人権の尊重

民生委員・児童委員は、その活動を行うにあたって、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守ることが特に重要です。人格・信条・性別・社会的身分または門地による差別的・優先的な取り扱いはしません。

(3) 政党・政治的目的への地位利用の禁止

職務上の地位を政党または政治的目的のために利用しません。

2 3つの基本的性格

(1) 自主性

常に住民の立場に立って、地域のボランティアとして自発的・主体的な活動を行います。

(2) 奉仕性

誠意を持ち、地域住民との連帯感を持って、謙虚に無報酬で活動を行うとともに、関係行政機関の業務に協力します。

(3) 地域性

一定の地域社会（担当区域）を基盤として、適切な活動を行います。

3 3つの活動原則

(1) 住民性の原則

自らも地域住民の一員である民生委員・児童委員は、住民に最も身近なところで、住民の立場に立った活動を行います。

(2) 継続性の原則

福祉問題の解決は、時間をかけて行うことが必要です。民生委員・児童委員の交代が行われた場合でもその活動は必ず引き継がれ、常に継続した対応を行います。

(3) 包括・総合性の原則

個々の福祉問題の解決を図ったり、地域社会全体の課題に対応していくために、その問題について包括的・総合的な視点に立った活動を行います。

4 活動の基本（7つの働き）

(1) 社会調査活動

担当区域内の住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握します。

(2) 相談活動

地域社会が抱える問題について、相手の立場に立ち、親身になって相談にのります。

(3) 情報提供活動

社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に的確に提供します。

(4) 連絡通報活動

住民が個々の福祉ニーズに応じた福祉サービスが受けられるよう関係行政機関・施設・団体等に連絡し、必要な対応を促すパイプの役割を務めます。

(5) 調整活動

住民の福祉ニーズに対応し、適切なサービスの提供が図られるように支援します。

(6) 生活支援活動

住民の求める生活支援活動を自ら行い、支援体制をつくっていきます。

(7) 意見具申活動

活動を通じて得た問題点や改善策について取りまとめ、必要に応じて民児協を通じて関係機関などに意見を提起します。

○ 流山市民生委員児童委員協議会

会 長	1 名	(事務局)
副会長	2 名	流山市社会福祉協議会内
会 計	1 名	流山市平和台 2-1-2
理 事	13 名	TEL 7159-4735 FAX 7159-4736
監 事	2 名	

地区民生委員児童委員協議会の構成人数及び担当世帯数

(平成 25 年 4 月 1 日現在)

地区民児協 (中学校区)	担当区域(字名)	人 数		担当世帯数
			うち主任児童 委員数	
東深井	深井新田、平方村新田、東深井、西深井、こ うのす台、江戸川台東 4 丁目	21	2	8,264
北部	江戸川台東 1～3 丁目、江戸川台西、平方、美 原、中野久木、富士見台、西初石 1 丁目、北、 小屋、南	21	2	7,680
常盤松	東初石、駒木、駒木台、青田、十太夫、美田	21	2	10,281
西初石	上新宿、上新宿新田、桐ヶ谷、谷、上貝塚、 下花輪、大畔、若葉台、西初石 2～6 丁目	15	2	5,598
南部	流山 1～9 丁目、加、三輪野山、西平井、平和 台、市野谷	21	2	11,743
南流山	大字流山、鱈ヶ崎、木、南流山	14	2	10,704
八木	思井、中、芝崎、古間木、前平井、後平井、 野々下、長崎、宮園	17	2	5,933
東部	前ヶ崎、向小金、名都借、松ヶ丘、西松ヶ丘	27	2	9,730
流山全域 計		157	16	69,933

第4節 民 間 活 動

1 千葉県共同募金会流山市支会

共同募金運動は、地域住民一人ひとりのたすけあいの精神、社会福祉に対する理解や参加意識を高めるとともに、民間社会福祉事業の発展・向上に必要な資金を賄うために、各都道府県共同募金会が中心となって展開している募金運動です。

運動期間は、毎年10月1日から12月31日までの3か月間で、12月1日から31日までの1か月間は「歳末たすけあい募金運動」も併せて展開しています。募金活動は、各自治会の社協協力員、民生委員・児童委員、ボランティアなどの協力を得て行っています。

(1) 一般(赤い羽根)募金

赤い羽根共同募金運動で寄せられた募金は、千葉県内の民間社会福祉施設や様々な社会福祉団体に助成され、設備の充実や福祉関係団体の活動の推進及び社会福祉協議会等の地域福祉活動のために役立てられています。

平成24年度一般募金実績(流山市支会)

区 分	金 額 (円)	割合 (%)
戸別募金	9,391,907	76.7
街頭募金	131,351	1.1
法人・商店募金	1,522,944	12.4
職域募金	121,663	1.0
学校募金	511,357	4.2
窓口募金	32,701	0.3
その他	526,101	4.3
合 計	12,238,024	100

※ 流山市社会福祉協議会へ配分された共同募金の配分金は、一人暮らしのお年寄りやからだの不自由な方、又このような方を支える人や福祉関係団体等の育成及び地域福祉活動の資金として使われます。

(2) 歳末たすけあい募金

歳末たすけあい運動では多くの生活困難世帯・交通遺児世帯等が明るいお正月を迎えられるよう、地域ぐるみでの募金活動を推進しています。

歳末たすけあい募金運動によって寄せられた募金は、社会福祉協議会を通じて、市内の援助を必要としている世帯や小規模福祉作業所等へ年内に助成されます。

平成24年度歳末たすけあい募金実績(流山市支会)

区 分	金 額 (円)	割合 (%)
戸別募金	3,866,171	97.3
職域募金	92,821	2.3
その他	15,000	0.4
合 計	3,973,992	100

2 日本赤十字社流山市地区の活動

日本赤十字社は、社員（日本赤十字社を組織する構成員をいう。）を持って構成される特殊法人であり、日本赤十字社が行う事業の資金のほとんどが赤十字社員の納める「社資」及び寄附金によって賄われています。

流山市地区では、毎年5月から6月に各自治会をはじめ、市民の協力を得て「日本赤十字社員増強運動」を展開して事業基盤の確立に努めています。

社 資 額 の 推 移

単位：円

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
目 標 額	14,580,000	14,530,000	11,640,000
実 績 額	9,450,104	9,593,358	9,548,552

社資の使途

市民の皆様から寄せられた尊い社資は、日本赤十字社の事業資金として国際的救護活動とともに国内において献血事業、医療活動、看護師の養成等の活動に使われています。

流山市地区では、火災、風水害等によって、被災された世帯に災害救助物資を支給しています。

災 害 救 助 物 資 の 配 分 事 業

年 度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
被災件数 (件)	3	5	8
毛布 (枚)	25	4	21
敷布 (枚)	12	4	21
日用品セット (個)	13	2	8
ガーゼケット (枚)	19	4	21
バスタオル (枚)	14	4	21
弔慰金 (件)	0	2	0
見舞金 (件)	3	4	4

3 市民福祉活動事業運営資金貸付制度

NPOが新たな市民福祉活動を起こす際の事業運営資金について低金利で貸付け、団体の安定した活動を支援しようとするものです。

(1) 貸付対象（団体、事業、経費）

市内に主たる事務所があり、かつ、市内において市民福祉活動を行うNPOとし、国、県、市の補助事業の認可を受けたもの、若しくは市民福祉の向上が認められる活動に対して行う。

貸付対象経費は、当該事業の運営に要する光熱水費、通信費等の役務費、使用料等です。

(2) 貸付金額、利率

1 団体 500 万円を限度とする。

(3) 償還期間、方法

1 年以内（据置）、3 か年償還。